

カルタヘナ法施行後2段階の第一種使用等の承認両方が行われたもの(2008.2.1現在)

【植物】

(産業利用) カルタヘナ法施行後の隔離圃場審査及び商業・輸入審査が行われたものは8件のみ。

作物名	申請者	隔離圃場			商業栽培・輸入		所要期間
		(A) 申請日	(B) 承認日		(C) 申請日	(D) 承認日	(D) - (A)
ワタ	日本モンサント株式会社	2004.2.9	2004.6.11	隔離圃場試験	2005.6.10	2006.2.10	2年0月1日
テンサイ	日本モンサント株式会社	2004.11.18	2005.5.25		2006.7.11	2007.4.24	2年5月6日
トウモロコシ	シンジェンタシード株式会社	2004.12.8	2005.5.25		2006.4.26	2007.8.23	2年8月15日
ダイズ	日本モンサント株式会社	2005.11.2	2006.5.2		2007.6.7	2008.1.31	2年2月29日
トウモロコシ	日本モンサント株式会社	2005.11.02	2006.5.2		2007.6.6	2008.1.31	2年2月29日
バラ	サントリー株式会社	2005.8.31	2006.5.2		2007.6.8	2008.1.31	2年5月
バラ	サントリー株式会社	2005.8.31	2006.5.2		2007.6.8	2008.1.31	2年5月
カーネーション	サントリー株式会社	2007.4.23	2007.11.6		2008.7.9	2009.1.29	1年9月6日

平均2年3月

(参考) 以下の組換え体については、隔離ほ場試験を一時中断した特殊事例のため、除外。

トウモロコシ	ダウ・ケミカル日本株式会社	2004.2.18	2004.6.11	試圃隔離 試験場離			
		2005.11.02	2006.5.29		2007.6.7	2008.1.31	3年11月13日

【その他】

(産業利用)

生物名	申請者	模擬試験		第一種使用審査	
		(A) 申請日	(B) 承認日	(A) 申請日	(B) 承認日
カナリア痘ウイルス	メリアル・ジャパン株式会社	なし	模擬環境試験	2004.12.28	2008.1.18

		第一種使用審査	
生物名	申請者	(A) 申請日	(B) 承認日
レトロウイルス	タカラバイオ株式会社	2007.6.12	2007.12.26

← 外国で実施した試験データに基づき
生物多様性影響評価書を作成。